

新一般廃棄物最終処分場 見学会のお知らせ

(仮称)五所川原市一般廃棄物最終処分場は、10月1日(木)から供用を開始します。市では、新処分場の概要説明とごみの減量化を推進するため、市民の方を対象に施設見学会を開催します。

なお、新型コロナウイルス対策として密を避けるため、30名を超えた場合は、抽選により参加者を決定します。

日時…9月27日(日)

10:00～11:30(定員15名)

13:30～15:00(定員15名)

場所…(仮称)五所川原市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設会議室(金木町喜良市小田川山1-3)

申込み…環境対策課窓口または電話によりお申し込みください。

申込期限…9月11日(金) 17:00まで
問い合わせ・申込先

環境対策課 内線2364

演劇ワークショップ兼「音楽劇アレコ」 出演者オーディション開催

令和3年10月に開催予定の「音楽劇アレコ」。開催に先立ち、発声や動作など、演劇の基礎的な身体表現を学ぶワークショップを開催します。

ワークショップ後、面談を受けた方の中から4名程度を「音楽劇アレコ」の出演俳優として選考します。

ワークショップだけの参加も可能です。お気軽にお申し込みください。

日時…10月24日(土) 13:00～

*2時間程度の予定です。

場所…青森県立美術館

(青森市安田字近野185)

参加資格…応募時点で20歳以上の県内にお住まいの方

参加料…無料(交通費等は参加者負担)

申込み…10月8日(木)までに「参加申込書」でお申し込みください。

詳細は青森県立美術館ホームページ(<http://www.aomori-museum.jp/>)またはお問い合わせください。

問い合わせ・申込先

青森県立美術館 TEL017-783-5243

年5日の年次有給休暇を取得 することが義務となっています

年次有給休暇が10日以上付与される労働者について、年次有給休暇を付与した日から1年以内に5日、年次有給休暇を取得させなければなりません。規制内容の詳細や年次有給休暇取得促進策のご説明などについては、働き方改革に取り組む事業主の皆さんを支援する専用相談窓口をご活用ください。

「年5日の年次有給休暇の確実な取得」のその他の内容

▷平成31年4月1日以降に年次有給休暇を付与した労働者が対象

▷5日以上の年次有給休暇を自ら取得している労働者については対象外

▷法定の要件を満たす年次有給休暇管理簿を作成しなければなりません(労働者名簿や賃金台帳と合わせて作成することも可能)

専用相談窓口

五所川原労働基準監督署労働時間相談・支援班 TEL35-2309(受付時間…8:30～17:15(土日祝を除く))

*説明会や訪問支援も行っています。ご興味のある方はお問い合わせください。

「解決の糸口を見つけに行こう！」相談会

市と連携して生活再建相談事業を行っている消費者信用生活協同組合による無料相談会です。専門スタッフや弁護士がお金や暮らしに関する悩みなどについて、丁寧に聴き取りし、一緒に解決の糸口を見つけます。

日時…9月26日(土) 10:00～16:00

場所…信用生協青森事務所(青森市安方1-3-5 小田島ビル3階)

対象の相談

- ①お金の問題(多重債務問題など)
- ②遺産相続
- ③不動産売買
- ④税金等公共料金の滞納
- ⑤DV・離婚問題
- ⑥その他暮らしに関する悩み事

申込み…事前予約が必要です。

問い合わせ・申込先…信用生協青森事務所 TEL0120-102-143

後期高齢者医療被保険者の 皆さんへ

保険料は納期限内に納めましょう

保険料を滞納すると、通常より有効期限が短い保険証(短期被保険者証)が交付されることがあります。

▷納付書で納めている方には、納め忘れがなく、納めに出向く手間も省ける口座振替をおすすめします。通帳と届出印を持参し、金融機関でお申し込みください。

▷災害により住宅等に著しく損害を受けた場合や、特別な事情により世帯主等の収入が著しく減少した場合は、保険料の減免等が認められることがありますので、ご相談ください。

かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ち、お薬手帳は1冊にまとめましょう

「かかりつけ医」があると、体質や持病を理解した上で助言してくれたり、必要に応じて専門医を紹介してくれたりするので安心です。

また「かかりつけ薬局」があると、薬の服用記録の管理や飲み合わせによる副作用の防止、多剤処方による健康被害のリスク軽減など、健康管理をサポートしてくれます。

複数の「お薬手帳」は、1冊にまとめて管理しやすくしましょう。

問い合わせ先

国保年金課 内線2345

法人県民税・法人事業税・特別法人 事業税の申告には電子申告が便利

青森県では、「eLTAX」を利用したインターネットによる法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の申告受付を行っています。自宅・オフィスのパソコンから申告できる、電子申告に関連した申請・届出の手続きもできる等のメリットがあるので、ぜひご利用ください。

詳しくは「eLTAX」ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)まで。

問い合わせ先

西北地域県民局県税部 課税課
TEL34-2111 内線208